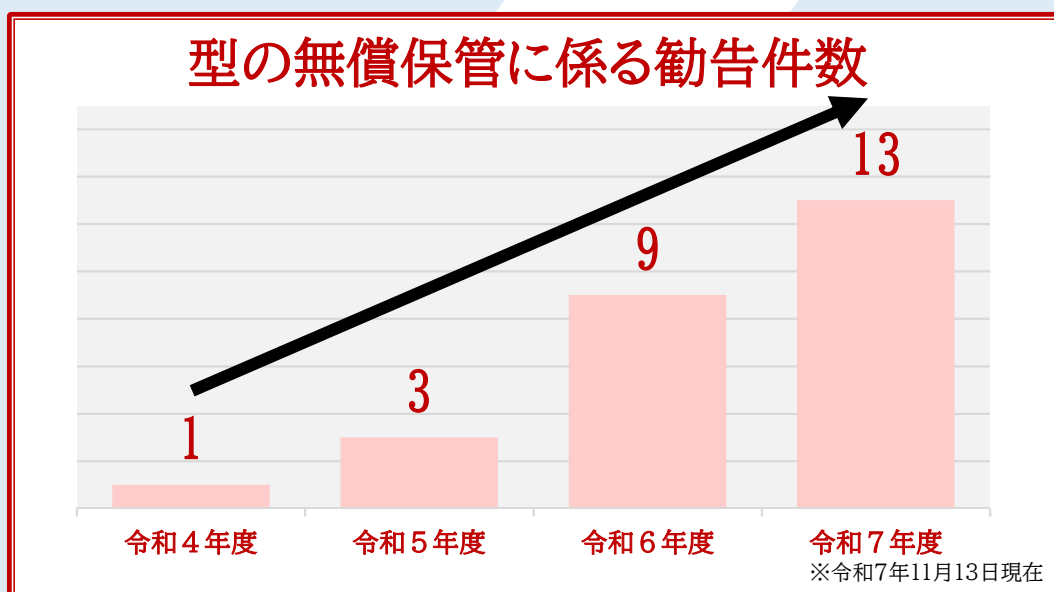


公正取引委員会と 中小企業庁は、 型の無償保管について、 監視を強化しています——



中小受託事業者に製造を委託している事業者の皆様は、発注先に無償で型等を保管させる、型等の棚卸作業をさせるといった商慣習を見直してください

～自発的申出について～

社内調査などによって、取適法に違反する行為を発見した場合には、公正取引委員会又は中小企業庁に自発的申出を行うことを検討してください。



公正取引委員会



中小企業庁

本リーフレットは、公正取引委員会HPの「よくある質問コーナー(下請法)Q46」をもとに作成しています。詳細はHPを御確認ください。

Check →



中小受託事業者が型等を
無償で保管するのが当然
だと思っていた…

中小受託事業者からの請求
がなければ、保管費用を支払
う必要はないと思っていた…

■ Q1

「型等」とは具体的にどのようなものが該当するのですか。

- 金型、木型、治具、検具、製造設備等が該当します。

■ Q2

どのような場合に違反となりますか。

- 次の事情があるのに型等を無償で保管させた場合は違反となり得ます。
 - 1 部品等の発注を長期間行わない
 - 2 中小受託事業者が型等の廃棄や引取り等を希望している
 - 3 委託事業者が次回以降の具体的な発注時期を示せない
 - 4 型等の再使用が想定されていない

■ Q3

委託事業者以外が所有する型等については、無償保管は問題とならないのでしょうか。

- 委託事業者以外が所有する型等であっても、委託事業者が当該型等を事実上管理している場合には、違反となり得ます。

例えば、中小受託事業者が所有している型等であっても、その廃棄等に委託事業者の承認を要する場合には問題となり得ます。

■ Q4

中小受託事業者に保管させている型等の稼働状況を常に把握させることは、中小受託事業者の過大な負担となるのですが、どうすればよいですか。

- 委託事業者と中小受託事業者の間で協議の上、年度ごとに、保管させている型等を用いる部品等の発注状況を確認し、保管期間に応じた保管費用をまとめて支払うことも許容されています。

委託事業者が、中小受託事業者に対し、型等を無償で保管させることは不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあります。中小受託事業者に型等の保管を依頼する場合、委託事業者は、中小受託事業者と協議の上、保管期間中に発生した保管費用を支払う必要があります。また、型等を廃棄・回収するか、保管を継続するかについても、中小受託事業者と協議する必要があります。